

研究活動の不正行為の申立て

1. 申立窓口の設置

本院における研究活動の不正行為に関する申立てを受け付けるための窓口を設置する。

2. 申立ての対象

研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究活動又はその研究の発表の過程における次に該当する行為をいいます。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 研究費の不正使用

当院におけるすべての研究において、研究費の使用ルールを逸脱して、研究費を使用すること。

(5) 以上の行為の有無を証明する資料の破棄、隠匿、散逸又は整備を怠ること。

(6) その他、各種の規則、規程の主旨に反する行為を行うこと。

なお、「研究者等」とは、当院において研究活動に従事する医師、職員その他当院の施設設備を利用する全ての構成員をいいます。

3. 窓口の利用者

何人も、研究者等に不正行為があると思慮するものは、申立てを行うことができます。但し、原則として匿名による申し出の受付はできません。

4. 申立ての方法

電話、電子メール、書面又は面会により、申立てを受け付けます。

【受付場所】 研究支援センター（中部国際医療センター3階）

【電話番号】 0574-66-1100（内線 2222・2235）

【F A X】 0574-66-1661

【E-mail】 y-imai@cjimc-hp.jp